

次期運営方針の計画期間が開始する令和3年度からは、保険税水準の統一に向けた具体的取組を開始していくこととなる。それに先立ち、各段階においてクリアすべき課題の解決に県・市町村一丸となって取り組む体制を整備する必要がある。

1 推進体制の概要

各課題への対応については内容に応じてそれぞれ3WGで検討しWG案を作成のうえ、運営推進会議に諮り結論を得ることとする。

ただし、財政運営WGは構成メンバーが課長級と事務処理・保健事業WGよりも高位であることから、全体の進捗管理を行うとともに、事務処理・保健事業WGにおいて意思決定が図ることができない事項について各WGからの付託に基づき最終決定を行うものとする。

2 具体的な進め方

- (1) 下記の体制で進めることとして良いか、3WG及び運営推進会議に諮る。
- (2) 財政運営WGで保険税水準の統一のために整理が必要な課題を整理するとともに、ガントチャート（年度毎のイメージ）、各WGへの割振り案を作成。
- (3) 上記課題を内容に応じて3つのWGに検討を付託。
- (4) 付託を受けたWGにおいて、ガントチャートに従い検討を進める。（必要に応じて各WGで月毎、四半期毎など詳細なガントチャートを作成）
- (5) 全体の進捗管理は財政運営WGが行うこととし、事務処理・保健事業WGは座長（もしくはメンバー代表、事務局等）が適宜、財政運営WGに検討状況を報告。
- (6) 事務処理・保健事業WGは懸案事項を財政運営WGに付託。これに基づき財政運営WGで議論・最終決定を行う。
- (7) 検討状況については、運営推進会議において随時、全市町村に諮り結論を得る。
- (8) 必要に応じて県国保運営協議会に報告。
- (9) 各市町村が決定事項に従い実行。
- (10) 各WGは市町村における実行状況を随時把握し、財政運営WG・運営推進会議に報告。

